

意見募集案件	北広島市地球温暖化対策実行計画の策定について
担当課	市民環境部環境課 電話 011-372-3311 内634

意見募集期間	平成27年1月5日(月)から平成27年2月4日(水)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所(環境課)及び各出張所 北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、東記念館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島1月1日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	<p>・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p> <p>市民環境部環境課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-6188 電子メールアドレス: kankyo@city.kitahiroshima.hokkaido.jp</p>
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成27年3月頃公表予定 検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 北広島市における地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガス削減の取組を総合的かつ計画的に行うための計画です。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 温暖化防止に関する基本的事項のほか、温室効果ガスの排出量(現況・将来)推計や削減目標、具体的施策等について定めるものです。</p> <p>(3) その案の根拠となる法令等 地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条第2項</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 市民・事業者の温暖化対策の取組等を定めるものです。</p> <p>(5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 札幌市、旭川市、石狩市などで策定済みです。</p>
対象となる政策等 の原案	別添のとおり
その他	<p>・パブリックコメント後のスケジュール 寄せられた意見を参考に、北広島市環境審議会の審議を経て、平成27年3月に策定を予定しています。</p>